

## 朝鮮史研究と文化人類学

—外国史研究と異文化理解をめぐるノート—

鶴園 裕

### Korean Historical Studies and Anthropological Studies. — Notes on Foreign Studies and Ethno-cultural Understandings.

#### 1. はじめに

1987年、教養部に設置された教養課程・総合科目の朝鮮文化の担当教官として着任以来、既に8年の歳月が過ぎ去ろうとしている。この間、課程区分の廃止によって前期課程としての教養課程という呼び名はなくなり、カリキュラム改革による総合科目の定義付けの変更によって、朝鮮文化は「総合科目」ではなくなった。94年秋現在、朝鮮文化という科目は教養的科目のテーマ別科目として位置づけられている。しかしながら、地域研究 (Era Study) の対象としての「朝鮮」<sup>1)</sup>は、その総合性のままに残として存在しており、朝鮮文化という科目を教えるにあたっても、接近方法をめぐる方法論的な困難さは相変わらずである。例えはそれは、歴史学的な方法を取る場合においても、文化人類学的なアプローチを取る場合においても、外国史研究一般にともなう困難さや、異文化理解の難しさという一般論以前の、日本と朝鮮の固有の関係性にともなう「知る」という事の初步的な意味付けの困難さや、「正しく知る」という事の困難さをめぐって示されているように思える。その今日的事例は、金日成死後の北朝鮮「社会主義」政権の性格や核開発をめぐる疑惑等という時事問題、韓国と日本の間で繰り返される従軍慰安婦問題や教科書問題など植民地支配に発する歴史的な責任問題、はてはチマ・チョゴリと日本の着物の間に存在する民族衣装の色彩感覚をめぐる「民族的な」違和感に至るまで、枚挙にいとまがない。これら様々の問題を「素材」として教室で取り上げてきた経験を踏まえながら、「知る」という事、「正しく知る」という事の意味付けと困難さを朝鮮史研究と文化人類学の「フィールド」に即して考えてみたい。これは、1987年9月（北陸史学会）と88年11月（北陸人類学研究会）に、それぞれ同様の表題で発表の機会が与えられながら活字にする事ができなかった、いわば古証文への現在なりの利子のようなものである。また、一方では、「教養部解体」という目前の歴史に抗して教養教育の必要性を論じ來たった事のせめてもの証でもある。あらかじめ大風呂敷な表題に幻惑もしくは、幻滅される事のなきよう、読者の了解を乞う。

#### 2. 朝鮮を「知る」ということ

朝鮮の伝統社会と文化を、男性が中心となる儒教文化（上層文化）と女性が中心となる巫俗文化（基層文化）の二重構造として論じた名著とされる秋葉隆の『朝鮮民俗誌』（19

54年初版)の序説は、次のような一文で始められている。

「私が朝鮮の民俗について多少とも興味をもち始めたのは、大正15年の暮れに、歐州留学から帰って、創立早々の京城帝国大学に赴任の途中、たまたま関釜連絡船昌慶丸のサロンの書棚にあった、故今村炳翁の『朝鮮風俗集』を読んでからのことである。この書はいはゆる専門家の手に成る学術書ではないが、当時朝鮮の民俗に関する唯一の入門書であったから、京城に着くなり、古本屋で一本を求め、徹夜して読んだことを覚えてゐる。」

ラドクリフ・ブラウンやマリノフスキーの薰陶を受けたといわれる秋葉隆が、京城帝国大学に赴任(1926)するに及んで「朝鮮の民俗に多少とも興味をもち始めた」という事はともかく、ここで挙げられている今村炳翁の『朝鮮風俗集』という書物は、470余ページに及ぶ大著(大正8年、1919年、第3版)でけして中途半端なものではない。初版年度の大正3(1914)年の陸軍中将立花小一郎と法学博士秋山雅之介の題辞を付し、「余は明治41年の父渡鮮し、地方警察部長の職に補せられ、忠清江原二道に歴任したり」という書き出しの自叙をもつこの本は、「朝鮮人の美風」以下、「朝鮮の社会階級」など32項目を立て、朝鮮の風俗を解説したものである(1975年に復刻)。現在の分化した学問的観点からみれば、社会学や歴史学(法制史)、民俗学の素材を著者の自叙によれば、「此の時代は庶民劇場の際にして、未だ法令も完備せず、行政上唯手加減を以て処理する事務甚だ多かりしかば、如何にせば、職務の執行が民度と調和を得るかといふ点に付き、苦心したる事一再ならざりしが、余は此の時より、朝鮮の風俗習慣を知了するの必要としたることを適切に感じ、幾度か之れが調査に着手したれども、系統的に朝鮮風俗のすべてを調査するは容易の業に非ず。(中略)方針を変じて自己の職務に關係深きもの、若しくは自己が趣味を感じたる事項を、断片的に研究する事とし、爾來激務の閑を割きて、之れが考究調査に従ひ、其の得る幾分は新聞雑誌に掲載し、又は公会に講演して世に発表」したものであった。要するに著者今村炳翁にとっては「朝鮮風俗」を知るという事は、職務の必要上欠くべからざるものであった。今村炳翁の経歴は、明治44(1911年11月調べ)年版の『朝鮮総督府及所属官署職員録』によれば南部警察署の警視、署長で正7位勳6等、同じく昭和13年(1938年8月調べ)版では総督府専売局庶務課の嘱託で從4位勳4等、月180円の手当を支給されている。この間の編・著書としては、『歴史民俗朝鮮漫談』(1928初版・1930再版)、『船の朝鮮』(1930)、『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』(1934)、『朝鮮風俗資料集説、扇、左綱、打鞆、匏』(1937)、『李朝実錄風俗関係資料撮要』(1939)、『朝鮮の国名に因める名詞考—内鮮一体懷古資料』(1940)、『高麗以前の風俗関係資料撮要』(1941)、そして大著の『朝鮮人參史』(全7巻、1934—40)がある。昭和13年版の「職員録」にある嘱託とは、まさにこの『朝鮮人參史』の編纂に関わるものであったろう。1870年生まれの今村炳翁は、1908年7月、岐阜県海津郡長から現職のまま幹国内部警務局長松井茂のひきで、忠清北道の警察部長となった

(『朝鮮漫談』、所収「回顧 20 年前」より)。警察畠出身の植民地官僚として出発した今村鞆にとって関心がもてる切実な知識とは、現代の学問分野でいえば、朝鮮に関する歴史学的な或いは文化人類学的な知識であった。このような興味のあり方は終生変わらなかったようである。欧米人がアジア・アフリカ・ラテンアメリカを植民地経営するにあたって文化人類学的な知見がその植民地支配に貢献した事は既に多くのことが語られている<sup>2)</sup>。日本の朝鮮植民地支配に当たっても、異民族統治というそのあり方自体において、それが例外ではなかった事は、もう少し自覚されても良いように思える。例えば、朝鮮総督府編纂の『朝鮮の風習』(1925年初版、1930年第6版)というわずか70ページのパンフレットにおいても「はしがき」では「風俗習慣は国民性の一反映とも見るべきであります。」との一文から筆を起こし、「さればこそ、斯道の学者達は古瓦の模様にも、俗謡の旋律にも、熱心な研究の耳目を傾注するのであります」とうけて「しかし、かかる探求も、今は学究的の興味からするような閑事業ではなくなりました。今や内地人の在鮮者は四十余萬、如何なる奥地には活動の姿を見ざるなく、一方、約二十萬の朝鮮人が、内地の都市は勿論、僻陬の地方にまで入込んで、或いは舍学に、官衙に、或いは社会に工場に、内地人と共に研究し、作業し起臥して、デリケートな交渉が日夕両者の間に行われつつあるの状態でありますから、内地人として朝鮮の如何—その民情・風習の如何という事を知るのは、もはや学者好んでのみの趣味の問題ではなく、実に国民全体としての必要な事件である訳であります。」<sup>3)</sup>と率直に文化接触の観点からする「朝鮮の風習」を知る事の必要性を訴えている。植民地支配における文化人類学的な知識の「すすめ」というべきところであろう。専門、日本人(当時の言い方としては内地人)を対象としたこのパンフレットに示された觀察や事例は、ある意味では適切で鋭いものが多い。たとえば、「肌を現すことは朝鮮人の最も嫌忌するところであります。この点に無頓着な内地人は、そのため朝鮮人から下賤視されているのであります。」(67ページ)というような叙述は、今日においては、朝鮮人のステロタイプ化された日本觀を構成する一要素(倭寇—ふんどし姿の裸—野蛮)であり、「有効な知識」といえるかもしれない。また、「それから(朝鮮人が)玄関に入りましても、御用は?と問はねば然としていつまでも佇立しています。それ故、物騒な人間のように誤解されることが間々ありますが、実は謙遜の徳をそのまま実行しているのであります。」(69ページ)というような知識は、小数の日本人が、文化的な習慣の差異を多く残す多数の朝鮮人の中で暮らしていた心理的な恐怖觀を見事に表現し、またそれを克服するための知識であったと言えよう。従って、「なほ挙げたならば数あることですが、今はこれ位で止めておきませう、すべて自分達のと違ったものは一向に奇風異俗として蔑視し排斥したがるものですが、異なるのは只形の上のことです。ですから、そんな狭い皮相な考は捨ててしまつて、形骸の末に拘泥せずよく精神の存するところを酌み取つてお互に温い交際をつづけて、そして、あらたむべきは合理的に改め、漸次に良風美俗を築きた

いものと思ひます。」(70ページ) というこのパンフレットの結びは、朝鮮総督府編纂という支配者側のものとはいえ、(或いはそれ故にこそといるべきか)文化人類学的な知識が支配の有効性を保障するという観点からの実用性をもつてゐる事の見小な証明であろう。

日本の朝鮮植民地支配が文化人類学的知識によって支えられた事は、朝鮮総督府中枢院編纂の『民事慣習回答集』などに明らかである<sup>4</sup>。しかし、翻って考えてみれば、植民地支配に直接関係をもたない戦後の純学術的な専門性ともいべき秋葉隆の『朝鮮民俗誌』においても、「思ふに、欧米ば勿論、わが國に於いても、昔から中國の研究は可なり盛んであるのに引替へ、朝鮮のそれは遺憾ながら甚だ貧弱の誇りを免れなかつた。しかるに、戦後この半島が南北に分断されて、国際的緊張の焦点となるに及び、これに対する世界の関心がにわかに高まり、特に最近は、日本人が眞に朝鮮の事を知る必要性を切実に感ぜしめるようになった。」(序、1ページ)と述べているように、アクチュアルな現代世界への関心をけして否定しているわけではない。また、戦後においても、秋葉のような純学術的な著作ではなくとも、通俗的な韓国に関する案内書や、北朝鮮に関する旅行案内などにおいても、浅く表面的なものであれ礼儀や衣食住に関する習慣などの文化人類学的な知見(習俗に関する知識)が旅行などの際に有効であることは論を待たないであろう。むしろ、秋葉隆の場合、朝鮮文化の二重構造論というような学術的にはよく練り上げられ、また現実に対してもそれなりに強い説得力のある一つの文化認識論が、その後の朝鮮文化論の準拠枠のようになってしまった事が問題であろう。すなわち朝鮮文化における多面性や、個人の内面における二重規範の移動の問題など、本来見えるはずのものが見えなくなってしまうのである。この問題は「朝鮮を知る」という事との関連ではやはり本格的に論すべき課題であるが、ここではそれを論じるだけの準備と余裕がない。いずれは改めて論じたいという言挙げだけをして先に急ぐ事を許されたい。

### 3. 歴史学のフィールドと文化人類学のフィールド

朝鮮という共通のフィールドを対象としながらも、歴史学的なアプローチをする場合と、文化人類学的なアプローチとではかなりの認識の違いが生まれる場合がありえる。とりわけ、古代史というような現代の日常的感覚や、近代の国家像をそのまま投影する事が許されない世界においては、その差が顕著である。

朝鮮人自身による社会経済史の立場からする初めての本格的な著作とされる白南雲の『朝鮮社会経済史』(日本語・1933、改造社版経済学全集第61巻)は、中国の史書『三国志・魏書』東夷伝馬韓条の

「其國中，有所為，及官家使築城郭，諸年少勇健者，皆鑿背皮，以大繩貫之，

又以丈許木錘之，通日，囁呼作力，不以為痛，既以勸作，且以為健」

をひいて、馬韓における強制労働の存在を主張し、「かかる労働状態を強制労働と見ない者があるならば、方法論の欠陥か、眼識の無能力かのいづれかである。しかもその強制労働

は奴隸労働の一具象であったのである。<sup>5)</sup>」と主張した。このような白南雲の主張にたいして、「方法論においてマルクス流のイデオロギーに従うことのみ忙しくなく、その眼識において最ももありふれた未開民族の集会舎の造営と成年式の若干の事例を記憶され、かつその史料文献の扱い方において『魏史』と『後漢書』とを校合されたならば、あえて右のごとき誤解なくして済んだであろうし、また背皮をうがち云々という興味深い民俗的報告までを強制労役の誇張的文飾として曲解する必要もなかったであろう。<sup>6)</sup>」と批判した三品彰英（1902—71）の事例が示すが如くである。三品は先の一文を、文化人類学的な知見から通過儀礼における成人加入儀式の試練とみなし、『魏史』の「及官家使築城郭」の一句を『後漢書』の「少年有築室」に置き換える事で若者集会舎の建築とみなし、説得力のある議論を展開している。<sup>7)</sup>

三品彰英論文集第6巻の『新羅花郎の研究』は、古代史の研究に文化人類学的な知見を応用した大変興味深い作品である。三品みずからがその緒言に示すが如く、この作品は、氏が1929年に京都帝国大学大学院一年在学中に書いた「新羅の奇俗花郎制度に就いて—新羅社会史の研究—」（1930、雑誌『歴史と地理』分載所収、以下第1論文と記載）と1934年に『史学雑誌』に掲載した「新羅花郎の源流とその発展」（以下第2論文）を合わせ、1943年に『朝鮮古代研究第一部—新羅花郎の研究』として単行本化したものである。論文集の刊行は、三品没後の1974年であるので、著作集の最終巻として刊行された本作は、三品彰英が学問的生涯の出発点から晩年に至るまで、生涯にわたって愛着した作品であったと見なして良いであろう<sup>8)</sup>。この章の冒頭に引いた『魏書』東夷伝馬韓条の解釈をめぐる三品の白南雲批判は、第2論文の巻頭におかれている。第1論文にはこのような資料の引用すら見られないから考えると、むしろ白南雲の著作に刺激を受け、朝鮮の三国時代を奴隸経済の時代として扱うようなマルクス主義的な唯物史観の歴史解釈への反発が第2論文執筆への動機にあるように思える。第1論文の執筆時点では、「はしがき」に先行論文は今村鞆の雑誌『朝鮮』（1928年11月号、未見）に掲載した「新羅の花郎を論ず」という論文のみであると記しており、どちらかといえば伝統的な文献考証の手法を守りつつ、ひかえめに文化人類学の手法を取り入れている。注目すべきは、同じく第1論文のはしがきに「尚ほ私が多くの暗示を得た論述として、李能和氏の『巫俗考』（啓明所載）を挙げて置く」としていることであり、また、第1論文の第4章「青年修進集会としての花郎制度」の項で結びに、同じく李能和の『朝鮮解語花史』所引の漢字ハングル混じりの申采浩の新羅の花郎制度を社会教育制度として論じた一文を引いている事である。三品彰英が京都について、どのようにして朝鮮で出版されて間もない李能和のこのような著作（いづれも1927年出版）を入手したかは興味深いところであるが、現在では分からない。いずれにせよ、同時代の朝鮮人による民俗学的な研究にもするどい関心を示している事は注目してよい。これらの引用は単行本化された『新羅花郎の研究』では省略されてい

る<sup>9)</sup>。三品の第1論文と第2論文の間には、鮎貝房之進(1864—1946)の「雜攷」第4集として1932年に『花郎攷』が出版され、第2論文の出版後には、池内宏の「新羅の花郎について」が『東洋学報』(24卷1号、1936)に掲載されている。池内には1929年に「新羅人の武士的精神について」(『史学雑誌』第40編8号)の先行論文があり、新羅の花郎を武士的精神の現れや、成年修養団的な性格として論じる傾向が強い。三品の第2論文に対しては、先述の『魏史』や『後漢書』の韓伝の史料処理には高い評価を与えながらも、新羅の花郎との直接的な歴史上の関連には疑問を呈し(「況んや数世紀を隔てて卒然史上に現れた花郎其のものへの推移過程の如きは、到底跡づけ得べくもないである。」)，三品の論じた新羅花郎の女装や、その源流としての女性花郎の存在には強い否定を示している。その根拠は「文化の諸相の今日と異なる古代の社会に於いても、等しく人間の社会である以上、艶美なる娘子を中心とする団体を組織せしめて、選士や教化に役だてようとするやうな非常識なことが行われるはずはない。」(上述24卷25ページ)というものであった。池内の論説には、近代的な「常識」からすれば非合理な古代・中世の歴史記述(史料)に対しては、仮借ない「史料批判」を加えて合理的な解釈を示すという特徴があった。この点に関して三品は第2論文では「花郎女装考」としていた節(第2章第3節)を、単行本においては「花郎の傳粉粧飾」と歴史史料上の用語をそのまま用いて改めつつ、再び「女性花郎」や花郎の「粧飾」について論じている。そこでは24才も年長の既に東洋史家として大成していた池内宏に対する注意深く慎重な反論が試みられているわけである。いささか長きにわたるが該当の部分を引用してみよう。

「ここで女性花郎の存在に対する池内氏の否定説を一応検討する事を許して戯きたい。同氏がこの所伝を歴史的事実でないとされるのは、女性花郎の存在が今日の実際から考えて非常識であり、そんなことが行われるはずがないからであるというところから出発されての論である。私も同じくそれが非常識であり、全くあり得べからざる不可解事であるならば、女性花郎の存在を否定したであろう。男性花郎にしても、戦士集会の中心的存在が傳粉粧飾した美少年であるという事を現代的に考えるならば、やはり非常識でなくてはならないが、幸いにしてこの点は同氏の鋭鋒を免れている。もし現代的に考えられた非常識や不可解事も、古代的に考えることによって無理なく理解せられる道があり得るとすれば、われわれは今、一応その道をたどってみる必要がある。少なくとも現代的に考えられた非常識は、古代の女性花郎に取ってはバイタルなメスではあり得ない。もし古代社会に即して解釈を試みてもなお非常識であり不可解であるならば、私もまた同氏の見解に同じく、その存在を否定するに躊躇するものではないが、いま一応、古代社会に即する道を探り進むことにしよう。」(『論文集』6卷111—112ページ)というものであった。三品にとって「古代的に考えること」とは実在する「未開な諸民族」の文化人類学的な事例報告と比較・類推する事であった。そのような方法論に従って、アメリカ平原インディアンの戦士歌

舞組合における歌手としての女性の参加などの事例を多く挙げ、「それは充分にあり得る古代習俗であると。」(同書115ページ)し、またシベリア諸族などの北方シャーマンにおける女性シャーマンの優位などからも原始花郎における女性花郎の存在の類推を行い、さらには部族的男子集会との結合、男性花郎における女装の必然性をも説得力のある形で主張している(同書115—126ページ)。そのほか、新羅の嘉俳(旧暦8月15日の行事)における女子集会の指摘など、魅力的な見解も多い(同書126—130ページ、第1論文では第2章の第2節で「花郎源流考」と題し、別の角度から取り上げている)。文化人類学的な知見によって、花郎制度という一見特異な「新羅の奇俗」(三品の第1論文の表題の一部)を人類史的な広がりの中に置き直した三品彰英の業績は高く評価すべきであろう。しかし、一方では問題もある。朝鮮における在野の研究者鮎貝房之進が、民間語源論的な見地から初期の新羅の女性花郎を娼妓のごときものとみなし、また後世の「花郎徒」から類推して「花郎」と「郎徒」(新羅花郎集団の構成員)との死友関係を同性愛的な男色関係として類推したことに対して激しい批判を加えた事である(同書、115—117ページ)。一般に三品彰英には男子集会における男女関係や同性関係を問わず、性的な関係の露出を原始年齢階級に起因する神聖にして厳格な青年集会からの逸脱・墮落と捉えるような「偏見」があり、新羅の花郎の本質は「戦士団としてであった。」という単行本の結論(302ページ)は、ある意味では新羅花郎の時代精神としての武士的精神を論じた池内宏とも共通するものであった。その意味では『朝鮮古代研究第一部—新羅花郎の研究』が、学術的な研究書であるにも関わらず、太平洋戦争のさなか、朝鮮における志願兵制度(1938年)が実施され、徴兵制度(1944年)が実施される前年の1943年に出版された事の意味を考えるのは、過剰な読み込みというものであろうか。

#### 4. 結びにかえて一相互理解ということ

1970年代の後半、韓国留学時代に映画を好んだ私は、しばしば場末の映画館に足を運んだ。そこでは韓国製のメロドラマと香港の空手映画などが上映され、その合間に愛国歌と呼ばれる国歌が流れたあと、文化映画と呼ばれる政府公報映画が上映されていた。その映画の主題は、おおむね近代的な工場を視察しダムの落成式などに出席する朴正熙大統領、また輸出立国をめざし祖国の近代化に努力する工場労働者や、自主国防の確立に奮闘する軍人を激励する朴正熙大統領の姿を描いたものであったが、軍人が登場する場面ではしばしば「花郎精神」が語られ、「花郎道」が称揚されていた。もちろん、ここに登場する「花郎精神」や「花郎道」には女性花郎や女装する花郎、ましてや同性愛的な男色関係などが登場するはずがなかった。そこに登場する花郎とは、池内宏のいう武士的精神であり、三品が見た死友関係を基礎とした戦士団としての花郎であった。当時の朴正熙大統領が新羅の故地である慶尚道の出身者であった事をあわせ考えれば、新羅の花郎が、百濟、高句麗を滅ぼし、三国を統一した軍人精神の国家シンボルとして象徴操作された寓意はあきら

かであろう。しかし、凡庸な当時の日本人留学生にそのような寓意を読みとる事は不可能であった。ただ漠然と新羅の花郎を青少年のためのワンダーフォーゲル部のような組織として理解していた私は、当時の韓国人の登山ブームや野遊会好きを現代にも生きつづける「花郎精神」として理解していたし、また、そのように説明する韓国の友人もいた。このように様々の意味を有する歴史上のある事柄が、一つの時代のある時代的要請によってある側面のみが持ち上げられたり、過度に強調されたりする事は過去にも現在にもしばしばあったし、また、ありえることである。例えば、1994年の今日、北朝鮮の金正日政権が、桙君の実在の主張の上に桙君を発掘し、桙君廟の建設を行っている寓意<sup>10)</sup>はいずれ暴露されるであろう。歴史学や文化人類学がそのような国家的な政治上のシンボル操作に利用されてはならず、外国史研究と異文化理解が、過去の反省の上に、地球上に共に生きる等身大の普通の市民としての相互理解に役立つものでありたいとの希望をもっている。そのためには過去の事例からも充分に学ばなければならないであろう。

1930年代の白南雲が、マルクス主義的な世界観を身につけ、唯物史觀の立場から当時日本人学者たちが主張していた朝鮮史の特殊停滞的な性格を否定し、世界史的な普遍的発展法則の上で朝鮮史を考え、朝鮮の三国時代における奴隸制の成立や、原始氏族共産体から奴隸経済をへて三国時代末期から高麗時代におけるアジア的封建社会の成立という継起的な発展史を構想した<sup>11)</sup>ことは説得力はともかく、それなりに理解できる事であった。また、池内宏が歴史主義的な禁欲によって、史料によって証明できない『魏史』の韓伝の記事と新羅の花郎を連結する事は拒否しつつ、『三国史記』や『三国遺事』が描く限りでの新羅花郎の時代精神としての「武士的精神」を的確に捉えようとした事も評価して良いであろう。さらに三品彰英が、文化人類学というもう一つの人類史的な普遍性をもつ知見を武器とする事によって、池内が当時の「常識」によって否定した女性花郎や花郎の女装を肯定し、新羅の花郎を多様な諸相において捉えようとした事は高く評価すべきである。歴史学や文化人類学の知見は、我々を現代の「常識」という一つの囚らわれ人の状態から解放するものでなくてはならない。その意味では、鮎貝房之進や李能和らの在野学者が主張し、三品が否定して、池内においてはまったく無視された新羅花郎における同性愛的関係というような問題も再考されて良いであろう。周知の如く、日本の武士団の事例からも戦士集団における死生を共にする男色関係の存在を想定する事はけして「非常識」とは思えず、それどころか平和な江戸時代には「少年愛」が一つの文化として成立していた事は「常識」ですらあろう。究極的に歴史学が社会史や民衆史の方向をめざすとするならば、異文化理解の方法としての文化人類学に学ばねばならず、その際には人類に普遍的な性愛すらが一つの社会制度として多様なバリエーションをもって成立し、時代によって変化するものであるとのフェミニズムやジェンダー学の成果に学ぶ必要があるであろう。例えばそのような観点をもつことによって、江戸時代の朝鮮通信使が、日本の大坂などの都市における男

娟の盛んなさまに驚きの目をもって記した事柄なども、異文化理解と異文化誤解の一つの事例として歴史学の立場からも興味深く読みと事が可能であろう<sup>12)</sup>。植民地支配における文化人類学的知見の役割や、新羅花郎の研究史回顧を中心とした外国史研究と異文化理解をめぐるささやかな考察が、私自身にもたらした眺望はけして貧しいものではなかった。しかしながら、テーマとしては比較的長い年月かかえていたにも関わらず、生来の怠惰と言葉足らずによって、みすぼらしいエッセイに終わろうとしている事を恥じている。ただできえ時間と文化を隔てる人々の間での相互誤解はたやすく、相互理解は困難であるのにとの慚愧の思いを胸に刻みつつ、この雑駁な一文を終わることにする。

1994年の晩秋、角間にて稿了

(註)

- 1) ここに示す対象としての朝鮮とは、地域概念としての朝鮮半島をさすとともに、朝鮮半島及び其の島嶼部を支配する朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国の両国家を含み、さらに朝鮮民族と呼ぶ場合には、中國・ロシアの朝鮮族や日本の在日韓国・朝鮮人などの在外朝鮮民族をも含む民族概念の総称としても使うことがある。韓国で韓半島、韓民族が同様の概念で使われるのと同じであるが、日本では歴史・伝統的に朝鮮の用語がより定着しているように思える。筆者の用語法もそれにならうものである。
- 2) さしつめ、ヨーロッパにとってのオリエントの意味を問うたエドワード・W・サイードの『オリエンタリズム』(今沢紀子訳、1987・平凡社)。ほかにも『文化人類学と植民地支配』(書名が間違っているかも知れない)というようなそのものズバリの書物を読んだ覚えがあるが検索をしても見あたらなかつた。識者の教えをこう。
- 3) 朝鮮総督府編『朝鮮の風習』はしがき、1—2ページ。このわずか70ページほどのパンフレットの目次を見ると、1、「社会階級」にはじまって、以下、一家の意味、姓と名、家庭、男女の別、婚儀と葬礼、言語と対応、訪問と接客、服装、飲食、住居、祭祀と祈福、娛樂と趣味、年中行事、補綴の15項目からなり、明らかに今村炳の『朝鮮風俗集』の目次だけに近似している。文体などからも或いは今村の執筆ではないかと思われる節があるが証拠はない。これも教えをこいたい。
- 4) 1933年の出版になる『民事慣習回答集』の序には、中枢院書記官長(総督府局長兼任)の牛島省三が、「朝鮮に於ける民事に関するては、明治45年3月(1912年)朝鮮民事令を以て、大体民法其の他の法律に依ることに定められたが、朝鮮人の身分、朝鮮人相互間の法律行為、不動産物件の種類・効力などに関する慣習にして急激に変改するを適當とせざるもの、就中民情に適応して発達せる親族及び相続に関する慣習は從来通り之を尊重することとし、此等の事項に関するては、民法に依らず依然慣習によることに定められた、されど朝鮮に於ける從前の法制は甚だ不備であつて、慣習も亦必ずしも明確でなかつた。そこで旧韓國法典調査局・朝鮮総督府取調局・同参考官室・同中枢院等が相次いで之が調査に從事し、各官衙の照会に対し個々の事項につき其の所見を回答し、処務上の参考に供して來たのであるが、今や累積して其の数三百数十件に達し、内容亦私法の各種目にわたり、其の項目九百七十余に及んでゐる。(後略)」と述べている。少なくともこの時点までは、朝鮮総督府の植民地政策は、民事に関するては慣習尊重を旨としており、その限りでは総督府の官吏たるもの、朝鮮人の慣習を知る必要があったのである。
- 5) 白南雲、『朝鮮社会経済史』142ページ。
- 6) 三品彰英論文集、第6巻『新羅花郎の研究』31ページ。
- 7) 同上、22—24ページ。また、『後漢書』や『魏史』の訳注書である井上秀雄ほか訳の『東アジア民族史 I—正史東夷伝』(1974、平凡社・東洋文庫264)においても、訳注では三品の見解が支持されている。同書192ページならびに205—206ページ。

- 8) 同論文<sup>11)</sup>の第6巻は、1943年の単行本を底本に戦後の知見なども追加されたようである。例えば、同書141ページから148ページにかけては、1971年度の韓国の東国大学校博物館チームによる「新羅の書石」に関する報告（黄寿永執筆）が掲載されており、黄寿永氏の言によれば「御病状での御言葉があり、拙文をここに掲載し、先生の冥福に資する次第である。」(148ページ)とあるのでまさに遺言による遺作ともいいくものであろう。
- 9) 少なくとも戦後に単行本化された論文集の索引では、申采浩の名は見あたらず、李能和の名は三個所にのせられているが、別の引用個所である。
- 10) 1994年1月に『檀君と古朝鮮に関する研究論文集』(朝鮮語・ピョンヤン、総147ページ)という書物が出版され、そこでは檀君と檀君の父とされる竹格の写真などが掲載されている。社会科学院の考古学研究所および歴史研究所の室長や所長が署名入りの論文を掲載しており、政治宣伝に奉仕する社会科学の悲惨さを示してあまりある。10月には金日成の百日忌をすごした金正日が、檀君廟の建設現場を現地指導する映像などが放映され、現代の偶像建設、神話化作業が急ピッチで進められている事を示している。
- 11) 『朝鮮社会経済史』の序文(1—4ページ)には明確にその意図が述べられている。白南雲はその後、1937年に『朝鮮封建社会経済史・上』(下は未刊)を著して高麗時代までの「アジア的封廻社会」の構想を示した。本来の構想ではその後のアジア的封廻国家の崩壊過程と資本主義の萌芽形態などが論じられる予定であったと思われるが(序文3ページ)、朝鮮の解放とその後の政治過程の激動によってついに著作活動は続けられなかったようである。
- 12) 姜在彦訳注『海游録』(1974、平凡社・東洋文庫252)付録「日本聞見雜錄」315ページ。1719(享保4)年度の朝鮮通信使の記録である申維翰の『海游録』は正統儒教の立場から、男女の情欲は陰と陽の和合という天理に基づくものであって、同性愛を前提とする男娼の存在などはそのような天理にはずれたものであるとの認識を示し、「少年愛」の楽しみを語る対馬の仙者兩森芳洲に率直な逆和感を示している。